

## 『大学設置審査評価法令集[2020年10月版]』推薦のことば

### ○ コロナ禍後の設置基準・認証評価基準改訂への対処

山田 礼子

同志社大学 社会学部 教授

一般社団法人 大学教育学会 会長

高等教育質保証研究会編集による『大学設置審査評価法令集』が2020年11月に発行された。この法令集を手に取り、今後の大学設置審査、認証評価等において大学が知っておくべきだけでなく、どう対処していくかについての基礎的資料が多く含まれているという印象を持った。

2020年7月から発足した大学分科会質保証システム部会では、2004年度からの大学設置行政における“設置審査基準の準則化”と“事前規制から事後チェック”による認評価制度導入の検証と見直しが審議されている。重要な点としては、各大学の内部質保証が有効に機能しているかどうか、そのために学修成果の可視化が実質的になされているかがポイントになると考えられている。その意味では、認証評価を受診する際にも法令の解釈だけでなく、本書にまとめられている第三部の資料編をしっかりと読みこむことが新しい動向にも慌てずに対処できる術であると思われる。

さて、2020年から続いているコロナ禍は、大学行政、大学での教育の在り方にも大きな影響を与えている。2020年の前期はほとんどの大学がオンライン授業を提供することでこの危機乗り切ってきた。後期からは対面式の授業へと移行したり、オンラインと対面授業によるハイブリッド式で授業を展開する大学も多い。現在のコロナ禍の状況を見ると、完全な収束の姿が見えないこと、またオンラインによるノウハウもある程度蓄積できてきていることもあり、今後の大学教育はハイブリッドが標準化していく可能性もある。

そうであるとすれば、質保証システム部会の論点にもあげられているが、オンライン教育や授業内容・方法の進展に伴う質保証の在り方について、設置基準や認証評価基準の改訂が不可欠であろう。特に、オンライン教育による学修成果の可視化もしくは達成度評価をどうするかといった視点からこれまでの単位制にもとづく基準の見直しも視野にいれていく必要があるのではないだろうか。

(2021.1.10)